

障 福 第 7 4 0 号  
水大環第615号の3  
総 務 第 1 3 1 号  
令 和 8 年 3 月 3 0 日

各障害福祉サービス事業所・施設 各位

奈良県渇水対策本部長  
奈良県知事 山下 真  
奈良県広域水道企業団渇水対策本部長  
企業団事務局長 岡田 伸一郎

給水制限開始に伴う節水強化の協力について（要請）

今般は節水のご協力について、格段のご配慮をいただきありがとうございます。

本年は例年と比較して降雨量が少なく、本県における主要な水源である複数のダムにおいて貯水量が減少傾向にあります。県内の水道水の供給に著しい影響が生じることが懸念されたため、3月5日に「奈良県渇水対策本部」及び「奈良県広域水道企業団渇水対策本部」を設置し、奈良県及び奈良県広域水道企業団における今後の総合的な渇水対策を推進するとともに、先般、節水について協力依頼をさせていただいたところ、皆様のご協力により、一定の効果をあげることができました。

しかし、紀の川水系の大滝ダムの貯水量がさらに低下したことから、令和8年3月25日付けで「紀の川渇水連絡会」が開催され、3月31日13時より紀の川水系各ダムからの奈良県域の水利使用について15%の取水制限を実施することが決定されました。これに伴い、奈良県広域水道企業団供給エリアでは水道の給水制限を開始せざるを得なくなりました。

給水制限により、水が出にくいなどの影響が発生するおそれがありますが、給水制限による影響は県民の皆様の水の使い方によって変わります。県民の皆様一人ひとりが水の使用量を減らすことにより水が出にくくなる地域への影響を抑えることができます。

限られた水資源の有効活用が今まで以上に重要となるため、より一層の節水にご協力をお願いいたします。なお、詳細は下記会議資料をご参照ください。

記

○県全体の渇水対策について

奈良県渇水対策本部会議資料（第2回）

<https://www.pref.nara.lg.jp/n091/p079009.html>

○給水制限について

奈良県広域水道企業団渇水対策本部会議資料（第2回）

<https://www.union.nara-water.lg.jp/0000000691.html>

・給水制限に関する問い合わせ先

奈良県広域水道企業団各事務所（連絡先はホームページでご確認ください。）

[https://www.union.nara-water.lg.jp/soshiki\\_list.html](https://www.union.nara-water.lg.jp/soshiki_list.html)

以上

奈良県 福祉保険部障害福祉課 自立支援係

担当：松田（本通知に関すること）

TEL 0742-27-8513

e-mail: [syogai@office.pref.nara.lg.jp](mailto:syogai@office.pref.nara.lg.jp)

奈良県渇水対策本部事務局

奈良県 環境森林部

水・大気環境課 水資源政策係

担当：依田、萩原（水道水以外に関すること）

TEL 0742-27-8489（内線 62510, 62514）

FAX 0742-22-1668

e-mail: [mizujyunkan@office.pref.nara.lg.jp](mailto:mizujyunkan@office.pref.nara.lg.jp)

奈良県広域水道企業団渇水対策本部事務局

奈良県広域水道企業団本部総務部総務課

担当：橋本、乾井、兼松（水道水に関すること）

TEL 0744-32-1260

FAX 0744-32-2716

e-mail: [somu@union.nara-water.lg.jp](mailto:somu@union.nara-water.lg.jp)